

# 四半期報告書

(第104期第3四半期)

自 平成26年10月1日

至 平成26年12月31日

ダイワボウホールディングス株式会社

(E00529)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 1
- 2 事業の内容 ..... 1

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 2
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 2

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 6
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 6
- (4) ライツプランの内容 ..... 6
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 6
- (6) 大株主の状況 ..... 6
- (7) 議決権の状況 ..... 7

#### 2 役員の状況 ..... 7

### 第4 経理の状況 ..... 8

#### 1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 ..... 9
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... 11
  - 四半期連結損益計算書 ..... 11
  - 四半期連結包括利益計算書 ..... 12

#### 2 その他 ..... 16

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 17

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第104期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	ダイワボウホールディングス株式会社
【英訳名】	Daiwabo Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 政明
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号 御堂筋ダイワビル
【電話番号】	06（6281）2404
【事務連絡者氏名】	財務IR室長 梅澤 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T&Dビル ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所
【電話番号】	03（4332）8221
【事務連絡者氏名】	東京事務所 江田 徳之
【縦覧に供する場所】	ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所 （東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T&Dビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第3四半期 連結累計期間	第104期 第3四半期 連結累計期間	第103期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	429,410	408,210	634,687
経常利益 (百万円)	4,170	4,119	10,571
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,248	2,703	4,528
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,511	3,865	5,639
純資産額 (百万円)	47,162	51,769	48,938
総資産額 (百万円)	246,800	229,120	255,718
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.00	14.34	24.16
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.9	22.4	19.0

回次	第103期 第3四半期 連結会計期間	第104期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.34	5.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 1株当たり四半期(当期)純利益金額は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき算出している。なお、1株当たり四半期(当期)純利益金額算定上の自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75498口)所有の当社株式を含めている。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりである。

(工作・自動機械事業)

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社である(株)オーエム製作所の営む自動機械事業を会社分割して、(株)オーエム機械を設立した。また、連結子会社である(株)オーエム機械を存続会社とし、連結子会社であったオーエム技研(株)を消滅会社とする吸収合併を行った。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、個人消費は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が和らぎ堅調に推移するとともに、設備投資は企業収益の改善により増加傾向にあり、景気は緩やかな回復基調を辿った。しかしながら、新興国経済の成長鈍化や地政学的リスクなどが海外経済の下振れ要因となり、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移した。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「イノベーション21」の最終年度を迎え、「外部パートナーとの戦略的アライアンスの推進」「ソリューション型ビジネスへの転換」「コーポレートブランド展開の推進」を事業方針に掲げ、新たな成長モデルの確立と連結企業価値の向上に努めた。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は408,210百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は4,275百万円（前年同期比4.3%減）、経常利益は4,119百万円（前年同期比1.2%減）、四半期純利益は2,703百万円（前年同期比20.2%増）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

#### ITインフラ流通事業

法人向け市場では、設備投資に積極的な通信事業者向けで受注の拡大が見られたものの、前年度から続いていた旧OS搭載パソコンの更新需要が徐々に沈静化し販売台数は減少へと転じ、前年同期を下回る実績となった。また、個人向け市場でも、消費税率引上げに伴う消費者の根強い節約志向の影響により、全体的に売上拡大が難しい環境が続いた。一方、利益面では他社との競争激化等が続かなか、サプライチェーン全体の最適化・効率化を目指した取り組みを行ったが、需要低迷と相まって厳しい状況で推移した。

以上の結果、当事業の売上高は349,302百万円（前年同期比6.1%減）セグメント利益は2,896百万円（前年同期比15.8%減）となった。

#### 化合繊・機能資材事業

合繊部門では、原綿は衛生材・建築材用途が旺盛な需要に支えられ販売が拡大し、不織布製品も除菌関連を中心としたレーヨン系不織布と新規市場開拓が進むコスメ分野が好調に推移した。また、樹脂加工部門では、主力の重布関連の受注が増加するとともに震災復興向けの関連商品や防災用途の製品販売が堅調に推移し、機能製品部門では、土木資材関連を中心に前年同期並みの収益を確保した。一方、レーヨン部門では、衣料用機能性原綿は苦戦を強いられしたが、円安効果により対米向け防災素材の収益は改善した。

以上の結果、当事業の売上高は29,870百万円（前年同期比4.5%増）、セグメント利益は1,055百万円（前年同期比8.2%増）となった。

#### 衣料品・生活資材事業

カジュアル製品では、自家素材を活用した企画提案型ビジネスにより一定の売上を確保し、インナー製品では、欧米向け・国内向けともに売上を維持するとともに、コモディティ商品からの転換を図り収益の確保に努めた。また、ブランド製品では、スポーツ衣料は堅調に推移したがコストアップ要因もあり利益面は圧迫された。一方、テキスタイル部門では、衣料用・寝装用ともに需要不振の影響を受け振るわず、海外紡績部門でも収益の改善には至らなかった。

以上の結果、当事業の売上高は15,807百万円（前年同期比5.4%減）、セグメント損失は197百万円（前年同期は446百万円のセグメント損失）となった。

#### 工作・自動機械事業

工作機械部門では、主力の立旋盤について、国内外の見本市に積極的に出展するなどの拡販を推し進めた結果、国内では航空機・鉄道・バルブポンプ分野に加え重電分野を中心に、海外では引き続き米国のオイル・ガス分野を中心に売上が拡大した。また、自動機械部門では、食品・医薬品関係を中心に売上が増加し利益も改善した。

以上の結果、当事業の売上高は9,334百万円（前年同期比16.3%増）、セグメント利益は501百万円（前年同期比8.2%増）となった。

その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントについて、当事業の売上高は3,895百万円（前年同期比5.4%減）、セグメント利益は8百万円（前年同期比29.4%減）となった。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社は、平成24年6月28日開催の当社定時株主総会において、株主の承認により、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）を継続することを決定した。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えている。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではない。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の判断に委ねられるべきだと考えている。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できない。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えている。

### II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上及び株主共同の利益のために、次の取組みを実施している。

#### ① 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してきた。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据え、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げた。

#### ② 中期経営3ヵ年計画

当社は平成24年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」をスタートさせた。本中期経営計画では、「シナジー効果による新市場・新事業の創出」「グループ協業体制によるグローバル戦略の推進」「独自性と差別化の追求によるコーポレートブランドの強化」を基本方針に、新たな成長モデルの確立と連結企業価値の向上に努めている。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の承認を得て、本プランを継続することを決定した。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合に、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主が適切に判断するために情報提供や検討期間の確保がなされることが不可欠であると考えている。

そのため、本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものである。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものである。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成24年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」に記載のとおりである。

#### IV. 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえている。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではない。

##### ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としている。

##### ② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の承認を得たうえで継続されたものである。また、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになる。従って、本プランの継続及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

##### ③ 必要性・相当性確保の原則

###### ア. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

###### イ. 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

###### ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができる。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、748百万円である。  
なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(4) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりである。

(重要な設備の新設)

当第3四半期連結会計期間において、P. T. Daiwabo Nonwoven Indonesia（化合織・機能資材事業）は、インドネシア国カラワン県に年間生産能力約3,400トン、投資額約813百万円の不織布製造設備の増設を計画している。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	192,712,926	192,712,926	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	192,712,926	192,712,926	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	192,712	—	21,696	—	8,591

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

### ① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 248,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 191,420,000	191,420	—
単元未満株式	普通株式 1,044,926	—	—
発行済株式総数	192,712,926	—	—
総株主の議決権	—	191,420	—

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式3,884,000株（議決権の数3,884個）及び証券保管振替機構名義の株式33,000株（議決権の数33個）が含まれている。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式527株及び証券保管振替機構名義の株式700株が含まれている。

### ② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ダイワボウホールディングス㈱	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号	248,000	—	248,000	0.13
計	—	248,000	—	248,000	0.13

- (注) 1. 「自己名義所有株式数（株）」及び「所有株式数の合計（株）」には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は含まれていない。
2. 当第3四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は、当社所有の自己株式249,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.13%である。また、この他に当第3四半期会計期間における四半期連結財務諸表において、自己株式として処理している「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式が3,547,000株ある。

## 2 【役員の状況】

該当事項なし。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,671	11,559
受取手形及び売掛金	132,748	※2 102,841
商品及び製品	29,934	34,636
仕掛品	3,373	3,544
原材料及び貯蔵品	1,729	1,717
その他	11,181	8,553
貸倒引当金	△305	△256
流動資産合計	188,333	162,596
固定資産		
有形固定資産		
土地	25,227	25,004
その他(純額)	19,952	20,647
有形固定資産合計	45,179	45,652
無形固定資産		
のれん	7,438	6,363
その他	3,787	3,322
無形固定資産合計	11,225	9,686
投資その他の資産		
その他	11,383	11,502
貸倒引当金	△403	△316
投資その他の資産合計	10,980	11,186
固定資産合計	67,385	66,524
資産合計	255,718	229,120

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	123,176	※2 104,118
短期借入金	24,472	21,538
未払法人税等	3,979	134
賞与引当金	2,616	1,165
その他の引当金	220	179
その他	8,307	9,428
流動負債合計	162,772	136,564
固定負債		
長期借入金	29,520	26,390
退職給付に係る負債	6,922	7,156
その他	7,565	7,238
固定負債合計	44,007	40,786
負債合計	206,780	177,351
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,696	21,696
資本剰余金	7,887	7,887
利益剰余金	21,178	22,712
自己株式	△716	△577
株主資本合計	50,047	51,719
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	850	1,246
繰延ヘッジ損益	10	338
為替換算調整勘定	△2,042	△1,865
退職給付に係る調整累計額	△379	△218
その他の包括利益累計額合計	△1,561	△498
少数株主持分	452	548
純資産合計	48,938	51,769
負債純資産合計	255,718	229,120

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	429,410	408,210
売上原価	394,786	373,943
売上総利益	34,623	34,266
販売費及び一般管理費	30,157	29,991
営業利益	4,466	4,275
営業外収益		
受取利息	20	34
受取配当金	116	144
持分法による投資利益	103	115
その他	377	383
営業外収益合計	617	677
営業外費用		
支払利息	620	489
その他	292	344
営業外費用合計	913	833
経常利益	4,170	4,119
特別利益		
投資有価証券売却益	185	305
投資有価証券清算益	33	—
関係会社株式売却益	73	—
その他	3	—
特別利益合計	296	305
特別損失		
固定資産除売却損	5	71
投資有価証券売却損	9	—
減損損失	1	75
その他	—	37
特別損失合計	16	184
税金等調整前四半期純利益	4,451	4,240
法人税、住民税及び事業税	1,608	1,067
法人税等調整額	609	436
法人税等合計	2,218	1,503
少数株主損益調整前四半期純利益	2,232	2,736
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△15	33
四半期純利益	2,248	2,703

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,232	2,736
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	841	411
繰延ヘッジ損益	55	328
為替換算調整勘定	396	205
退職給付に係る調整額	—	161
持分法適用会社に対する持分相当額	△14	22
その他の包括利益合計	1,278	1,129
四半期包括利益	3,511	3,865
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,502	3,766
少数株主に係る四半期包括利益	8	99

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より、新たに設立した㈱オーエム機械を連結の範囲に含めている。また、オーエム技研㈱については、㈱オーエム機械と合併したため、連結の範囲から除外している。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が321百万円増加し、利益剰余金が206百万円減少している。また、当第3四半期連結累計期間の損益及びセグメント情報に与える影響は軽微である。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上している。

なお、当該方法は、従来採用していた方法と同一であり、当実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はない。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

### (1) 取引の概要

本取引は、当社が「ダイワボウ従業員持株会」(以下、「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得する。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却する。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使する。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配される。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はない。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上している。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度662百万円、4,489千株、当第3四半期連結会計期間523百万円、3,547千株である。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度665百万円、当第3四半期連結会計期間570百万円



(四半期連結貸借対照表関係)

1 売上債権の流動化

売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
売掛金・受取手形債権譲渡額	32,780百万円	14,613百万円
上記のうち買戻義務の上限額	3,774	1,093

※2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	－百万円	1,483百万円
支払手形	－	2,471

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	2,350百万円	2,568百万円
のれんの償却額	1,074	1,074

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	769	4	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金22百万円を含めている。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの  
該当事項なし。

II 当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	962	5	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金22百万円を含めている。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの  
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合繊・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	371,957	28,593	16,716	8,025	425,293	4,117	429,410	—	429,410
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	136	294	44	—	474	515	990	△990	—
計	372,093	28,887	16,761	8,025	425,768	4,632	430,401	△990	429,410
セグメント利益 又は損失(△)	3,440	975	△446	463	4,433	12	4,445	20	4,466

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、主にセグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合繊・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	349,302	29,870	15,807	9,334	404,315	3,895	408,210	—	408,210
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	142	415	53	—	610	733	1,343	△1,343	—
計	349,445	30,285	15,861	9,334	404,926	4,628	409,554	△1,343	408,210
セグメント利益 又は損失(△)	2,896	1,055	△197	501	4,255	8	4,264	10	4,275

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、主にセグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	12円0銭	14円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,248	2,703
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,248	2,703
普通株式の期中平均株式数(千株)	187,328	188,454

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている(前第3四半期連結累計期間5,142千株、当第3四半期連結累計期間4,011千株)。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

## 2【その他】

該当事項なし。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小竹 伸幸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイワボウホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。